

水質検査項目及び基準値

番号	項目	基準	井戸新設	定期検査
1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下	●	●
2	大腸菌	検出されないこと	●	●
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下	●	
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下	●	
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L以下	●	
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L以下	●	
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下	●	
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg/L以下	●	
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	●	●
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/L以下	●	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	●	●
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下	●	
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下	●	
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	●	
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	●	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス1,2ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	●	
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	●	
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	●	
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	●	
20	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)及び ペルフルオロオクタン酸(PFOS及びPFOA)	0.00005mg/L以下	●	
21	ベンゼン	0.01mg/L以下	●	
22	塩素酸	0.6mg/L以下		
23	クロロ酢酸	0.02mg/L以下		
24	クロロホルム	0.06mg/L以下		
25	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下		
26	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下		
27	臭素酸	0.01mg/L以下		
28	総トリハロメタン	0.1mg/L以下		
29	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下		
30	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下		
31	ブromoホルム	0.09mg/L以下		
32	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下		
33	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下	●	
34	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下	●	
35	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L以下	●	
36	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L以下	●	
37	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下	●	
38	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下	●	
39	塩化物イオン	200mg/L以下	●	●
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	●	
41	蒸発残留物	500mg/L以下	●	
42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	●	
43	ジェオスミン	0.00001mg/L以下		
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下		
45	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下	●	
46	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下	●	
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	●	●
48	pH値	5.8以上8.6以下	●	●
49	味	異常でないこと	●	●
50	臭気	異常でないこと	●	●
51	色度	5度以下	●	●
52	濁度	2度以下	●	●

● 必須項目、他は必要に応じて検査すべき項目